平成 28 年第1回蟹江町議会定例会会議録

招	集 年 月 日			平成28年3月23日(水)										
招	集の場所			所	蟹江町役場 議事堂									
開	会	(開 議) 3月23日 午前9時00分宣告(第4日)												
					1番	松	本	正	美	2番	板	倉	浩	幸
					3番	石	原	裕	介	4番	水	野	智	見
					5番	厂	谷	裕	治	6番	伊	藤	俊	_
応	応 招		議		7番	飯	田	雅	広	8番	黒	Ш	勝	好
					9番	中	村	英	子	10番	佐	藤		茂
					11番	奥	田	信	宏	12番	抽	田	正	昭
					13番	安	藤	洋	-	14番	髙	阪	康	彦
不	応	招	議	員										

	常	町	長	横江	淳一	副町長	河瀬	広幸		
	政 第 推 進 室	室	長	服部	康彦	政策推進課 長	黒川	静一		
	総務部	部	長	江上	文啓	次 長 兼 安心安全 課 長	伊藤	啓二		
		税務	税務課長		弘幸	総務課長	浅野	幸司		
地方自治法第		部	長	鈴木	利彦	次 長 兼 健康推進 課 長	大橋	幸一		
121条の規定	民生部	次 引 高齢	· 兼護長	橋本	浩之	保険医療課 長	伊藤	光彦		
により説明の		子 背推進	育て課長	寺西	孝	住民課長	鈴木	敬		
ため出席した 者の職氏名	産業建設部	部	長	志治	正弘	次 長 兼 土木農政 課 長	伊藤	保彦		
	建設部		が進長	肥尾類	基一郎					
	上下水道部	次步水道	ē 兼 課長	伊藤	満	下 水 道課 長	加藤	満政		
	消防本部	消修	方 長	奥村	光司	総務課長 兼 予 防 課 長	山田	靖		
	教育委員会事務局	教育	育 長	石垣	武雄	次 長 兼 教育課長	岡村	智彦		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局	局	長	金山	昭司	書記	飯田	和泉		
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)									

日程第1 議案第34号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第6号) 日程第2 議案第7号 蟹江町行政不服審査会条例の制定について 議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 日程第3 について 日程第4 議案第9号 蟹江町職員の退職管理に関する条例の制定について 議案第10号 蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に 日程第5 ついて 議案第11号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 日程第6 議案第12号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 日程第7 日程第8 議案第13号 蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について 議案第14号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 日程第9 の一部改正について 議案第15号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等 日程第10 の一部改正について 日程第11 議案第16号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について 日程第12 議案第17号 蟹江町税条例及び蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について 日程第13 議案第18号 蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について 日程第14 議案第19号 蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例及び蟹江町遺児手当支給条 例の一部改正について 日程第15 議案第20号 蟹江町観光地区建築条例の一部改正について 日程第16 議案第21号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 日程第17 議案第22号 蟹江町火災予防条例の一部改正について 日程第18 議案第23号 町道路線認定について 日程第19 議案第24号 町道路線廃止について 日程第20 議案第2号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第5号) 日程第21 議案第3号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 平成27年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号) 日程第22 議案第4号 日程第23 議案第5号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号) 日程第24 議案第6号 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) 日程第25 議案第25号 海部南部広域事務組合規約の変更について

日程第27 議案第27号 平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算

日程第26 議案第26号 平成28年度蟹江町一般会計予算

日程第28 議案第28号 平成28年度蟹江町土地取得特別会計予算

日程第29 議案第29号 平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計予算

日程第30 議案第30号 平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算

日程第31 議案第31号 平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算

日程第32 議案第32号 平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算

日程第33 議案第33号 平成28年度蟹江町水道事業会計予算

日程第34 発議第1号 福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書 の提出について

日程第35 発議第2号 県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書の提出に ついて

日程第36 発議第3号 世界の平和と安全のために、北朝鮮のミサイル発射に強く非難、 抗議し、国際社会が一致して、北朝鮮に核兵器・ミサイルを放棄 させる取り組みをより強めることを求める意見書の提出について

日程第37 閉会中の所管事務調査及び審査について

追加日程第38 議案第34号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成28年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をよろしくお願いいたします。

お手元に、発議第1号ないし発議第3号の意見書提出議案、総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書、予算審議に配付した児童・生徒学級数の資料の差しかえ分、また、議員には、議案第34号、平成27年第4回定例会会議録の写し、蟹江町版人ロビジョン及び総合戦略の冊子が配付してあります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 議案第34号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

改めまして、おはようございます。

議案の提案に当たりまして、事前に送付できなかった理由について若干ご説明を申し上げたいと思います。

本来、議案は事前に送付し、お目通しの後、上程するのが本来であることは十分承知しているところでございます。本議案については、寄附のお話があった折に寄附額については3月21日を経過するまでは確定できなく、22日にご寄附いただくとのお話がございました。当日配付となりましたことにご理解くださいますよう、よろしくお願いいたしたいと思います。それでは、ご提案申し上げます。

議案第34号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」。

平成27年度蟹江町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,334万2,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,979万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成28年3月23日提出。

蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをごらんください。

2、歳入。

第16款寄附金、第1項寄附金、5目土木費寄附金、補正額2億7,334万2,000円。説明欄でございます。1、土木費寄附金2億7,334万2,000円。この寄附におきましては、蟹江今駅北特定土地区画整理組合から土地区画整理地区の発展に寄与する用途のご活用をいただきたいということで、ご寄附いただいたものでございます。

続いて、10ページ、11ページをお願いいたします。

3、歳出。

第2款総務費、第1項総務管理費、4目財産管理費、補正額2億7,334万2,000円。説明欄でございます。財産管理事務費、25節積立金、2の公共施設整備基金積立金2億7,334万2,000円でございます。

参考までに、公共施設整備基金の残高でございますが、今回の積み立てをすることにより 約8億円ほどになる見込みでございます。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村ですけれども、今総務部長から説明ありましたが、大変大きな額がこうやって入ってきているんですけれども、背景について、事業との関連とか、どうしてこのような大きなお金が寄附として町に入ったのか。町のほうもここに補助金を出して事業をやってきておりますよね。だから、その補助金との関係もどうなっているのか。補助金をどれだけ出して、多分あれは9億ぐらいの、当初ですよ、当初の予定は全体が30億円ぐらいの事業で、9億円ぐらいを町が予定して、全部消化されたかどうかということはちょっと私今わかりませんけれども、その辺の背景について、もう少しこれ提案に際して説明していただかないと、今も言ったように検討している時間がないですよ、2、3日前でも何でもないので。時間的に無理だったかもしれないんですけれども、ちょっとこれもう少し詳しく説明していただかないと、ああそうですかというのはちょっとわかりにくいので、もう少し背景についての説明を詳しくお願いしたいと思います。事業の内容とか、町との補助金の関係だとか、なぜこのようなことになってきたのかということについてお願いします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

今回の寄附金の背景についてご説明をさせていただきます。

まず、補助金との関連ということで、土地区画整理事業に対する補助金の内容につきましてからちょっと説明をさせていただきます。

この補助金につきましては、蟹江町の土地区画整理事業補助金規則に基づきまして、町は 組合のほうに補助をしてまいりました。その内容としましては、年度内の予算の範囲内で、 その事業費としましては限度額が事業費の30%以内ということで補助をしてまいりました。 今回、蟹江今駅北特定土地区画整理組合の補助金の実績としましては、組合が平成13年に認可をいただいております。平成13年から平成24年度までの12年間で約6億円の出資を補助金として出してございます。

それで、総事業費につきましても、先ほど議員が言われたように30億円というお話がございましたが、最終的な総事業費としては28億9,000万円ということで事業は終結を迎えております。

この補助金の使い道としましては、年度ごとに組合から補助対象事業について交付申請が 提出されまして、それを審査した上、町は補助金を交付決定し、補助事業が完了後には実績 報告等によりその内容を確認した上、適正に処理されているということを確認した上で補助 をしてまいりました。

今回、このように組合のほうで残余財産となった経緯としましては、やはり保留地が想定より高く売れたこと、早く完売されたこと、あとは工事請負業者の努力などによる設計額を下回る受注とか、あとは、あくまでもここの事業に関しましては順調に進んだということもありまして短期間での事業が終結を迎えられたこと、いろんな要因がございます。このようなことがいろいろありまして、残余財産ということで最終的に2億7,000万ほどの金額が組合のほうに残余財産として残ることになりました。

最終的に組合が解散認可をいただきまして解散をするに当たりまして、この財産につきましては最終的にはゼロということで処分をしなければなりません。そんな中で、本来であれば地区の中での残余財産ということでございますので公共施設のグレードアップ等に使われるのが通常の組合とか県内の組合の様子を見ますとそういうところが多いんですが、基本的な整備はもう今完了しておりますので、改めて無駄なグレードアップを行うよりも、今町が取り組んでいる自由通路及び橋上駅舎化事業に今回のこの寄附金を充てることで早期実現していただくことが組合にとってもより地区が発展することだろうということで判断していただきましたので、今回このような寄附となっております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、この事業の、これは今提案ですので、総額というのが結局は26億円ぐらいであって、28億円と言ったんですけれども、2億円返すということは26億円ぐらいということで、町は結果的には6億円だけを補助したと、9億円予定していたけれども6億円だけを補助したということでよろしいですか、現実問題として。ああ、6億円やりました。それで、言ってみれば、これだけの利益が出た、利益が出たという言い方おかしいですけれども、解散しましたので、それの残ったお金を町のほうへということの話ということなんですか。

ちょっと休憩中に研究、検討しておきます。

○議長 高阪康彦君

ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第34号は、精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第2 議案第7号「蟹江町行政不服審査会条例の制定について」

日程第3 議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について」

日程第4 議案第9号「蟹江町職員の退職管理に関する条例の制定について」

日程第5 議案第10号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に ついて」

日程第6 議案第11号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい て」

日程第7 議案第12号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第8 議案第13号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について」

日程第9 議案第14号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部改正について」

日程第10 議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等 の一部改正について」

日程第11 議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」

日程第12 議案第17号「蟹江町税条例及び蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第13 議案第18号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について」

日程第14 議案第19号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例及び蟹江町遺児手当支給条 例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本13案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

おはようございます。

それでは、総務民生常任委員会に付託されました13案件につきまして、去る3月7日に委員会を開催し、委員5名出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第7号「蟹江町行政不服審査会条例の制定について」を議題といたしました。 審査に入ったところ、審査会の委員はどのような方がなるのかという内容の質疑がありま した。これに対しまして、情報公開・個人情報保護審査委員会の委員に兼務してもらう予定 であるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第7号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

次に、議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題としました。

審査に入ったところ、今までに行政不服に対する審査請求はあったのかという内容の質疑がありました。これに対して、行政不服審査要求はない、固定資産評価審査委員会での審査申し出は数件であったという内容の答弁がありました。

次に、第三者機関の設置は考えているのかという内容の質疑がありました。これに対して、 町の委員で設置する方向で考えているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議 案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「蟹江町職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第9号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を 議題といたしました。

審査に入ったところ、監査委員から職員の休暇について毎年指摘を受けているが、どこが問題なのかという内容の質疑がありました。これに対して、監査委員からは年休の取得率が県下でもかなり低いと指摘されている。国からの業務移譲でかなり負担がかかっているのが現状だが、その中で効率よく仕事をし、休みを取得しやすい環境をつくっていきたいという

内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議 案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、男性職員の育児休業の取得はあるのかという内容の質疑がありました。これに対して、男性の育児休業取得者はいないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

次に、議案第13号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一 部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第14号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一 部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といた しました。

審査に入ったところ、蟹江町の職員の給与が県下で最下位という実態についてどう把握しているのかという内容の質疑がありました。これに対して、国に準拠して人事勧告に基づいて給与改定をする形で進めてきた。実情は分析中であり、県下水準に沿うように給与の内部的な運用を模索していきたいという内容の答弁がありました。

次に、国で同一労働同一賃金の話が出ている。図書館などは臨時職員も正職員と同じような仕事をしているように思うのだが、それらの認識、現状の把握はどうしているのかという内容の質疑がありました。これに対して、確かに同じような仕事があるかもしれないが、責任のある仕事など臨時職員にはお願いしてない仕事もあり、同格にはならないと考えるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議 案第16号は全員賛成で可決すべきものと決しました。 次に、議案第17号「蟹江町税条例及び蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を 議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第17号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、家庭的保育事業の対象や規模、資格はという内容の質疑がありました。これに対して、認可定員はゼロ、1、2歳を対象として1人から5人、保育所の実施場所は保育者の自宅やその他の場所、事業主体は市町村及び民間事業者となっている。基本的には保育資格や調理員が必要で、1人当たり3.3平方メートルの保育室の面積をクリアしなければならないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議 案第18号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例及び蟹江町遺児手当支給条例の 一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第19号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告とかえさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(1番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する、質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第7号「蟹江町行政不服審査会条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第3 議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第4 議案第9号「蟹江町職員の退職管理に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第5 議案第10号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第6 議案第11号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第7 議案第12号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の委 員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第8 議案第13号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第9 議案第14号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第10 議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等 の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第11 議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第12 議案第17号「蟹江町税条例及び蟹江町国民健康保険税条例の一部改正につい て」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第13 議案第18号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第14 議案第19号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例及び蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。 ○議長 高阪康彦君

日程第15 議案第20号「蟹江町観光地区建築条例の一部改正について」

日程第16 議案第21号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」

日程第17 議案第22号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」

日程第18 議案第23号「町道路線認定について」

日程第19 議案第24号「町道路線廃止について」

を一括議題といたします。

本5案は防災建設常任委員会に付託をされております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長戸谷裕治君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○防災建設常任委員長 戸谷裕治君

防災建設常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る3月7日に委員会を開催 し、委員6名出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げま す。

まず、付託案件の審査順序について、最初に産業建設部に関する案件、議案第20号、23号、24号の審査を行い、続いて消防に関する議案、議案第21号、22号の審査を行いました。

初めに、議案第20号「蟹江町観光地区建築条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第20号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「町道路線認定について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の町道降格の経緯はという内容の質疑がありました。これに対して、平成22年度から愛知県と協議を行い、県道の重複路線などを確認、協議した結果、今になって降格が成立したという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議 案第23号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「町道路線廃止について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、近鉄蟹江駅前ロータリー、近鉄不動産の前の道路は誰の所有物なのかというような質疑がありました。これに対して、近鉄不動産の前は近鉄の所有物となっており、町と近鉄が契約を結び町が占有することになるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議 案第24号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第21号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今回追加された調理器具を具体的に示してほしいという内容の質疑がありました。これに対して、ガスグリドル付こんろは従来あった魚焼き器の部分が直火で鉄板を温めて電動熱で調理する器具になったものである。電磁誘導加熱式調理機、いわゆる I Hクッキングヒーターのことであるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第22号は全員賛成で可決すべき ものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(5番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する、質疑、討論、採決を行います。

日程第15 議案第20号「蟹江町観光地区建築条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第16 議案第21号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の委員 長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第17 議案第22号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」の委員長報告に対する 質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第23号「町道路線認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。 日程第19 議案第24号「町道路線廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第20 議案第2号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第21 議案第3号「平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第22 議案第4号「平成27年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題 といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第23 議案第5号「平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第3号)」を 議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第24 議案第6号「平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」 を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第25 議案第25号「海部南部広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。 本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第26 議案第26号「平成28年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。 本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。 先に反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成28年度蟹江町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

予算全体の面で、やはり今日のおける社会状況に的確に応えた予算ということではないと思うことであります。今国民の現状がどうなっているのか、今の国の現状がどうなっているのかであり、国の予算案についても消費税10%への大増税を前提とした上、社会保障改悪などによる負担を国民に押しつけるものとなっております。その一方、大企業には減税をばらまき、軍事費を拡大させ、戦争への道を進めるという極めて反国民的な予算でもあります。

また、アベノミクスのもとで格差は拡大しており、今日における私たちの暮らしというのはそういう状況の中で極めて厳しい状況となっているわけで、とりわけ低所得者また年金生活者の皆さんにとっては過酷な社会となっております。

蟹江町でも同じことでありまして、このような状況があるだけに、例えば高い国保税に悲鳴を上げる滞納者がふえるだとか、町民税そのものをなかなか納められなく滞納してしまうという傾向にあるということです。

したがって、この予算全体、この状況に応えた内容となっていないと思うのであります。 蟹江町の子育て事業にとっても、近隣の市町村より高い国保料であり、子育て応援になっ ているとは言えません。こうした中でどうしても納められなく滞納した、その滞納を整理す る上でも過酷な対応です。ここに問題があると思うのです。私は滞納整理にしても民主的ま た法令を駆使して、住民の皆さんの厳しい状況を打開する立場で臨んでほしいと思っている わけであります。

このような現状から、蟹江町一般会計予算には住民の現状に対する配慮に欠く予算の内容になっていると判断するため、反対討論とさせていただきます。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

平成28年度の当初予算は総額97億3,527万7,000円を計上しており、その内容については、 歳入では地方交付税、県支出金や町債の減額がある一方、町税のうち町民税や固定資産税及 び地方消費税交付金や国庫支出金などの増額で前年度を上回っております。

次に、歳出は、主なものとして幼児用防災ヘルメットの整備、小学校普通教室への空調設備、役場庁舎燃料地下タンクの改修、今乗田排水路などの整備などで、保育所における安全施策や小学校における教育環境の整備、安心・安全なまちづくりの充実を目指しております。

また、昨年度に引き続き、妊婦から乳幼児までの福祉政策、商店街から観光、消費者行政における経済活性化政策など、今の住民ニーズを的確に反映させた必要不可欠な予算計上で

あります。

財政状況は予断を許さない状況ではありますが、堅実な事務事業の推進を願って、本案に 賛成いたします。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第27 議案第27号「平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といた します。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

蟹江町における国民健康保険事業は蟹江町だけが厳しいということではない、また、国保税そのものも他市町村に比べて高い状況ではないわけですけれども、結果として国民健康保険に加入している皆さんが大変な思いをしています。国のたび重なる改悪で、国や県の国保会計に対する補助金の大幅削減政策に当たるわけです。こういう状況があるから、これは蟹江町だけの問題ではありませんけれども、全国的にも国民健康保険が行き詰っていて、蟹江町もその一つの自治体であると思います。

各自治体は憲法25条に照らしてみて、あるいは地方自治法に照らしてみて考えた場合に、 それを補う施策が非常に大事なことであります。国の施策を補って住民の福祉を守る、また 向上させる、こういう立場が本来の地方自治のあるべき姿だと思います。

しかし、蟹江町はそのような状況でもないですし、逆に国の行政改革に追随し一般会計からの繰り入れも削減する、また徴税を厳しくするという状況にあるわけです。まさに住民いじめの結果としての内容になっていると思うわけであります。

よって、平成28年度国民健康保険事業特別会計予算につきましても同様だということで、 反対をいたします。

以上であります。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野です。

私は賛成の立場から討論いたします。

平成28年度の予算内容は、前年度と比較して118万円の増額が見込まれています。

歳入面では、共同事業交付金を初め国庫・県支出金が伸び、歳出面を見ますと、共同事業 拠出金が大幅な伸びを見せています。

引き続き、生活習慣病の早期発見、重症化を未然に防ぐための特定健診の受診率と収納率の向上を一層進め、住民の健康推進と財政の健全化に努めていただくよう強く要望し、本案に替成いたします。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第28 議案第28号「平成28年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。 本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第29 議案第29号「平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。 先に、反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計予算につきまして反対の立場で討論をさせていただきます。

介護保険制度は、これからは要介護1以上の認定を受けると、1割から2割の自己負担で 生活援助のサービスが受けられる。ところが、国は要介護1、2の人でも介護保険の対象か ら外し、生活援助のサービスを原則自己負担とすることも検討を始めております。

介護保険は介護状態にならなければ掛け捨てであり、それでも高い保険料を払うのは、要 介護状態になったときに給付を受けられるという期待があるからであります。年金保険料は どんどん引き上げられる一方、受給額は減り続け、しまいには介護保険を納めてもサービス を受けられない。一体何のための社会保障制度なのか、理解することができません。

そもそも消費税増税分は全額社会保障費に充てるという約束であったと思います。年金暮らしの高齢者も介護保険料は天引きされ、それなのに将来サービスが受けられないことにもなります。

蟹江町でも介護保険制度は同じことが言えます。要支援 1、 2 を制度から外し、将来要介護 1、 2 も対象から外される介護保険制度であります。このような社会保障改悪であり、反対をいたします。よってこの予算に反対です。

以上であります。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○3番 石原裕介君

3番 新風 石原裕介です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画期間の2年目の予算案であります。 平成28年度は予算総額が前年度と比較して約1億3,600万円の増額となっています。介護給付及び地域支援事業に係る一般会計からの繰り入れが約2,700万円、歳出の保険給付費が約1億2,400万円の増額になっております。今後もふえ続けるとの見込みでありますが、予算額の増加は、高齢者や要支援、要介護者の増加とともに、できる限り地域で暮らすことや家族と介護者の負担軽減のためやむを得ないことと思いますが、サービスの適正化、介護予防に努めることで健全な事業運営をされることを要望し、賛成します。

以上であります。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第30 議案第30号「平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を 議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第31 議案第31号「平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第32 議案第32号「平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題 といたします。

本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

先に、反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

私は、平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算に反対の立場で討論を行い

たいと思います。

後期高齢者医療制度は、2008年にスタートした制度です。そもそもこの制度は、高齢者を他の年齢層から切り離しをし、高い負担と安上がりの差別医療を押しつけることにあります。病気にかかりやすく医療に時間がかかる後期高齢者を別枠医療保険に追い込み、負担増を我慢するか、不十分な医療を我慢するかに追い込んで、医療や社会保障にかかわる国の予算を削減する制度が始まったものであります。

後期高齢者医療制度を廃止をして老人保健制度に戻せば、保険料の値上げや別枠の医療報酬による差別医療がなくなります。保険料の年金天引きや高齢者が75歳になった途端家族の 医療保険から切り離されることもありません。

このことにより、後期高齢者医療制度そのものに反対ですので、この予算には反対をいたします。

以上であります。

○議長 髙阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

後期高齢者医療制度では2年ごとに保険料の見直しを行うことになっており、平成28年度から2年間の保険料率が改定されました。所得割率を9%から9.54%に、被保険者均等割額を4万5,761円から4万6,984円に改定をしたことにより、保険料は約3,300万円の増額、一般会計からの繰入金は約1,700万円の増額、歳出の後期高齢者広域連合納付金約5,400万円の増額になっています。

引き続き、後期高齢者健康診査等による疾病の早期発見、早期治療による医療費上昇の抑制や、安心して医療が受けられるよう配慮を強く要望し、賛成いたします。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第33 議案第33号「平成28年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。 本案は去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。 先に、反対討論の発言を許します。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成28年度蟹江町水道事業会計予算に反対の立場で討論を行います。

蟹江町の水道料金は、県下でも海部南部水道に続き4番目に高い水道です。住民から引き 下げてほしいとの要求が多いのも、皆さんも知っているとおりです。

しかし、この予算では純利益を1億円以上上げる予算となっており、インフラ整備も進んでいないのが現状ではないかと思います。

私は一般質問でも申し上げましたように、住民の皆さんから徴収した水道使用料で利益を 上げ内部留保をため込むのではなく、この内部留保を使って水道使用料に還元すべきだと考 えますので、よって、平成28年度蟹江町水道会計予算に反対をいたします。

以上であります。

○議長 高阪康彦君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○10番 佐藤 茂君

10番 新政会 佐藤茂です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

水道事業におきましては、近年の水需要の低迷により給水収益の減少が続く中、経営は依然として厳しい状況になっております。このような経営状況にありましても、経費の節減、 有収率の向上に努められ、安心・安全な水の安定供給を堅持された予算が編成されております。

より一層の経営基盤の強化とライフラインの整備等を推進されることを期待いたしまして、 本案に賛成いたします。

○議長 高阪康彦君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第34 発議第1号「福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

板倉浩幸君、ご登壇ください。

(2番議員登壇)

○2番 板倉浩幸君

発議第1号「福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年3月23日提出。

提出者、蟹江町議会議員、板倉浩幸。

賛成者、同、伊藤俊一、同、安藤洋一、同、水野智見、同、奥田信宏、同、黒川勝好、同、 松本正美。

朗読によって提案にかえさせていただきます。

福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書(案)。

子どもや高齢者、障害者などに対する福祉医療制度は、自治体独自事業として患者負担を 軽減している。愛知県制度は全国的にもすぐれた制度として県民に喜ばれている。

しかし、国はこれら独自助成制度に伴う医療費波及増分には国民健康保険の国庫負担を減額調整するペナルティを科している。その額は平成25年度に1,421市町村で480億円にもなっており、都道府県別で、愛知県は全国第2位(40.9億円)となっている。

福祉医療助成に対する国のペナルティに関し、全国知事会が「国の責任において全ての子どもの医療保険に伴う負担を軽減する支援制度の創設」を求め、全国市長会、全国町村会、さらには総務省も国庫負担金減額措置廃止を求めており、各地の自治体からも廃止を求める声が挙がっている。厚労省はペナルティを緩める方向での検討会の設置を決めた。

蟹江町議会としても、子育て支援の観点から、福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置 の廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。以上で提案とさせていただきます。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

(2番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第35 発議第2号「県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○6番 伊藤俊一君

発議第2号「県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書の提出について」。 上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年3月23日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、同、安藤洋一、同、水野智見、同、奥田信宏、同、黒川勝好、同、松本正美、同、 板倉浩幸であります。

県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書(案)。

朗読によりまして提案とさせていただきます。

国の国民健康保険制度改革により、県は財政運営の責任主体となり、国保運営方針を策定し、標準保険料率の算定等を行い、一方、市町村は、保険給付や保険料率の決定と賦課・徴収等を行うこととされている。これらを通じて、「所得水準が低い」「保険料負担が重い」など、国保の「構造的問題」を解決することが求められている。

しかしながら、愛知県は、県独自にこれら構造的問題を解消する役割を果たしてきた市町村国民健康保険への事業費補助金を平成26年度から廃止した。この事業は、県の平成25年度事務事業評価調書で「必要性は高い」「休廃止の影響は大きい」と評価されている。当該事業費補助金の復活は国保保険者支援としても欠かせない。

また、今後県が作成する医療機能ごとの医療の必要量を示す地域医療構想に関し、国地域 医療構想策定ガイドラインを前提にすれば、回復期を除いて急性期・慢性期など全ての区分 で現状より病床削減を進めることになりかねない。地域の医療・介護従事者の不足や、在宅 介護の困難さが増している実情などをふまえた構想にすることが不可欠である。

いまこそ、県民の不安をなくす医療提供体制の確保と、暮らしに安心・安全を保障するた

め、憲法第25条にもとづく医療・社会保障の充実が求められている。

したがって、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1. 市町村国民健康保険への県の事業費補助金を復活すること。
- 2. 県が今後すすめる地域医療構想策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者、地域住民、労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年3月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上でございます。どうぞよろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

(6番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第36 発議第3号「世界の平和と安全のために、北朝鮮のミサイル発射に強く非難、 抗議し、国際社会が一致して、北朝鮮に核兵器・ミサイルを放棄させる取り組みをより強め ることを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を申し上げます。

安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 安藤洋一君

発議第3号「世界の平和と安全のために、北朝鮮のミサイル発射に強く非難、抗議し、国

際社会が一致して、北朝鮮に核兵器・ミサイルを放棄させる取り組みをより強めることを求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年3月23日提出。

提出者、蟹江町議会議員、安藤洋一。

賛成者、同、水野智見、同、奥田信宏、同、黒川勝好、同、松本正美、同、板倉浩幸、同、 伊藤俊一。

朗読により提案とさせていただきます。

世界の平和と安全のために、北朝鮮のミサイル発射に強く非難、抗議し、国際社会が一致して、北朝鮮に核兵器・ミサイルを放棄させる取り組みをより強めることを求める意見書(案)。

北朝鮮は2月7日午前、事実上の弾道ミサイルを発射した。1月6日の核実験に続く今回の北朝鮮の行動は、核兵器の開発と不可欠に結びついた軍事行動であって、国際社会の平和と安全に深刻な脅威を及ぼす行為であり、「弾道ミサイル技術を利用したいかなる発射」も行わないことを求めた国連安全保障理事会決議に違反する。同理事会決議は、国連加盟国に法的拘束力を持つものである。

同時に、北朝鮮、日本も参加する6カ国協議の共同声明、日朝平壌宣言に違反する暴挙である。世界の平和と安全のために、北朝鮮の行為を厳しく非難し、抗議する。

国際社会が一致して、政治的外交的努力を強め、北朝鮮に核兵器・ミサイルを放棄させる ための実効ある措置をとることがいよいよ急務となっており、政府に取り組みを強めること を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月23日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(13番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

日程第37 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調 香及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務 調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第34号「平成27年度……

(「議長、ちょっといいですか」の声あり)

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

先ほど出されました今から入る議案第34号ですけれども、先ほどまだ配られたばかりで会派の意見の調整ができてないと思いますので、暫時休憩をいただきまして、それから開催をお願いいたします。

○議長 高阪康彦君

それでは、追加議案の第34号を、皆さん会派で審議いただいて、時間はどれぐらい。じゃ、暫時休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

(午前10時24分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第34号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を 日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第38 議案第34号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

突然降って湧いたようなこの2億7,000万円の寄附って、本当にありがたい話だと思います。まず、それは言っておきたいと思います。

ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、これ組合はもう解散されておると思うんですが、この組合はいつ解散をされておるのか。そして、この2億7,000万円のお金ですね、このお金を寄附されるということですが、それは組合員さんも見えると思いますよね、ですから、当然解散されるときにはそれなりの総会もやられて、きちっとした賛同を得てこういう形になったと思うんですが、もう少し詳しく、ですからその流れを教えてください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

組合からのこの寄附に至った経緯について改めて説明をさせていただきます。

組合の意思決定としましては総代制をとってございまして、平成28年2月13日に精算人の 総代会が開催をされました。その中で残余処分の処分方法ということの議題で、今回の寄附 というお話をお諮りさせていただきまして、組合員さん皆さん、総代さん同意のもと採決を して、町へ寄附するということを意思決定をしていただきました。

しかし、平成28年1月8日に組合の解散認可を県よりいただいてはおりますが、解散認可を受けた後に債権者の請求申し出期間というのを土地区画整理法の中で設ける法がございます。それが約2カ月間でございまして、債権者の請求申し出期間の満了日が平成28年3月21日でございました。21日に満了日を迎えまして、21日に残余が確定をしております。22日の残余の確定を受けて、町へと寄附を精算人によりしていただいたこととなってございます。

以上でございます。

(「そういう説明が欲しかったんです、黙ってもらってたんじゃ泥棒したみたいだ」の 声あり)

○9番 中村英子君

9番 中村ですけれども、すごく説明がちゃんとされないなと。ほかの件でもそうですけ

れども、これは私3回質問してわかるような内容ではないんですよね。ほかの議員さん、ちょっとわかりませんけれども、以心伝心でわかっておるのかどうかわかりませんが、ちゃんとこれ協議会を開いて説明すべき事項だと思うんですよ。私が頭が悪いのかよくわかりませんけれども、ちゃんとこれ協議会を開いて、経緯を詳しく説明し、納得できるまで質問できるという機会を設けるべき案件だと思うんですよね、私は。以心伝心で皆さんわかっている方が多いなら、それはそういうやり方なのかもしれないですけれども、きちんとこれは協議会で、私はまず説明すべき事項だということを、協議会開いて説明すべき事項だということを、まず最初に申し上げたいと思います。けさ出して、今の11時前に、はい、議決しましょうというような、そんな簡単なものじゃないでしょう、何億というお金がかかってきていることなんですから、まずそれを最初に申し上げたいと思う。

それで質問ですけれども、これは寄附ということなんですよね。寄附行為でもらえるということなんですけれども、じゃ寄附ということは自由意思ですから、出すほうの、組合の自由意思なんですよ、寄附行為というものは、自由なんだから。じゃ、寄附じゃなかったら、これはどこに、誰の利益になって、どこへ行くお金なんですかね。それ私ちょっとよくわからないんですよ。自由意思なんですから、別に町に寄附しなくったっていいんですよ。

補助金を出してますので、補助金を返還しましたと、これだけあったから補助金で返りましたということだったら、それはかかったお金に対する補助金を返してもらうんだからいいんだけれども、寄附といったら自由裁量ですよ、するほうの。しないといったら、じゃどこにこのお金は、どうなるんですかね、そういう決定をした場合は。そうしたら、その人たちのどこにどういう利益になって、誰にこれは配分されるべきお金なのか全くわからない、全くわかりません。

じゃ、もしそういう決定をしたときは、別に町にはお金入ってこないし、そっちの自由裁量なんですから、そっちで決定してもらいましたと。それで、町はじゃ6億円は出して、補助して、2億円は誰かの、じゃどこかの利益になっていきましたというような可能性、そういうことだってあり得るという話なんですかね、これは。そういうところが全くわからないじゃないですか。どういうふうに、これなるんですか、寄附してとお願いしたんですか。そうじゃなくて、自由に総代さんの決定でやってもらった。寄附なんて自由裁量ですよ。別に、じゃ自分たちでこれ誰かの利益にしようといったって、できるんですよ。

そうしたら、町はそれに対して、組合施行ですから何も町としては決定権ないですから、 そう決定したら、別にそれは。どうなるんですか。そんな組合と町との関係って摩訶不思議 な関係じゃないですか。何なのか全然理解できない、そんなこと、まずもって。わけわかり ませんよ、これ。もらえればいいというものじゃないよね。もらってもいけないお金という のがある、世の中には。これじゃないかもしれないけれどね。だからね、この事業そのもの についてどうだったんだという話をしないことには、おかしな話じゃないですか、これは。 摩訶不思議ですよ。そうじゃないですか。

そうしたら、町だってそうですよ。町も9億円というものを一応予定したんですよね。30億と出されちゃったから、だからこの30億円という最初の積算の根拠というのは、じゃ何だったんだ、どうなっているんだ、余りにもこれ開きがあるなということも言わざるを得ないんですけれども、それはそれとしても、その積算に対してだって町は責任持っているわけですから、その額に対して30%というやり方をしているわけだから、それに対してだって町は責任持っていると思うんですよ。

そうすると、町はこの9億円もの一応は予定をしておるんだけれども、かからなかったでよかったわという話なんだけれども、だけど、これは町の予算に縛りをかけるわけですよ、この金額というものは、そうじゃないですか。この金額は町の予算に縛りをかけるんですよ。だから、単年度で補助として出さなければいけないという、そういう義務を負っているお金じゃないですか。じゃ、それが9億円でも6億円でも、2億円返ってきて4億円になったわと、全然その数字のバランス感覚がわからないですよ。いくらなんでも、これちょっと。内容的に余ればよかったという話で済むは済むのかもしれないけれども、これ町だって全体に与える影響、予算の中でまずあるでしょう。

そうしたら、これの事業に対して全体の経過だとか、最初の積算とか、全体の経過とか、 2億円がこうなったとかということを含めて、どうだったのかということを言ってもらわな いといけないんじゃないですか。これはこのままでよかったんだよ、区画整理事業というの はこんなもんだよというのか、これ今後の課題で、こことこことこういうふうに課題があっ たよと、ここはこうしなければいけなかったとか、今度組合施行でやることもあると思うん ですけれども、そういうようなことにこれ波及も何もしないのか、全くもうこれ、わけがわ からないですよ、こんなやり方じゃ。どうなんですか、一体全体。

それで、最初に、そのことを協議会を開いて、こうでこうでこうであったと、こうなったけれども、今後例えば、じゃ今度の組合施行に関してはこういうことが課題としてあったとか、ああ、全然ないよ、このままでいいんだ、大体やりました、2億円残るからいいんだ、今度どこかでやりました、それもいい、そんな話にはならんでしょう。もうちょっときちんとしてもらいたいね、こういうことについては。全然ないんですか、このままでいいんだよ、2億返ってきた、もう区画整理終わった、早く売れたし高く売れたし、よかったな、終わり、これだけですか。

ちょっと答弁お願いしたいと思うな、難しいかもしらんけど。

○産業建設部長 志治正弘君

いろいろお話をいっぱいいただきまして、ちょっと私から順番にちょっと整理しながらお 話を、説明をさせていただきます。

(「だから、協議会やってもらいたかったね」の声あり)

ちょっと答弁漏れがあったら、またご指摘ください。

まず、寄附行為云々ということからお話を始められましたので、ちょっと寄附を受けた経 緯、改めて説明をさせていただきます。

当初、この説明の上程の際に総務部長から説明したとおりに、昨日付で寄附採納願いが町のほうに出されました。その寄附採納願いの中に、今の駅北地区ですね、桜の地区でございますけれども、JRの蟹江駅の自由通路だとか駅舎整備を今町が計画している、将来の桜地区のまちづくりに寄与することを目的に、この2億7,000万円余りのお金を寄附するということで寄附採納が出されました。

そもそも、じゃなぜ2億7,000万円余りのお金がこういったことになったのかというと、 それは先ほど課長の説明にもございましたように、この組合が立ち上がった当時お金って全 くなかったわけですよね。ない中で銀行から借り入れ、この場合はJAさんから借り入れを 総額で約8億円近いお金を借り入れてスタートしました。最初から組合は危機感を持ってこ の事業を始めました。

そんな中で平成13年度から、町が補助金の交付規則に基づきまして30%以内の予算の範囲内、あくまでも予算の範囲内でございます、単年単年の予算の範囲内で事業を行った、組合が事業を行った中の補助対象事業ですね、この場合でいうと当初は調査設計委託費と、それから事務諸費のわずかです、あとの組合運営にかかわるそういったものを補助をして、補助とJAさんの借り入れでずっとやってきた中で事業が進みました。

そんな中で、さっきも課長が言いましたように保留地が順調に思っていたより高価に売れたと、もう一つ、工事費等が廉価に安く済んだというプラスの要因ですね、プラスの要因と、それから、これは本当に一言で丸くおさめれば組合の努力だったと思うんですけれども、その努力の結果でもって、これだけの2億7,000万何がしのお金が余ってきたと。全国的には非常に厳しい組合運営をされているところもございますけれども、あくまでもそういったことの流れの中で出たお金を、この組合のやった区画整理の事業の地区内で使ってほしいお金として寄附を受けた。

今回の予算書、補正予算の中にも計上してございますように、これ整備基金のほうに積む 予定でおります。ですから、将来的に町が今後取り組むべき事業の中で、駅北のJR蟹江駅 周辺の整備事業の中でその時々にグッドタイミングのときに支出を考えていかれるだろうと 思います。

今は、かかった費用の中で当然のことながら町の予算と見合わせながら、このお金を支出 してきた、事業をやられた結果でもって、これだけのお金の余裕ができたということでござ います。

とりあえず、以上です。

○9番 中村英子君

今のご答弁は前に答弁と広く言っていただいたんですけれども、私が言っていることは、 今それは寄附行為をしてもらった、いいですよ、それで、してもらったでいいけれども、さ っきも言ったように、裁量権はあっちにある、決めるのは、寄附するとかしないとかと決め るのは向こうにあるという話。それで、今回寄附というふうに決めたけれども、寄附しない という選択もあるんでしょうと言っているわけ。

じゃ、そういうときに、この事業についてそのお金はどこにどういうふうに行くんだろうなと。たまたまそれは寄附行為になったけれども、どこにどういうふうに行きますかと。その決定をする権利だって向こうにはあるでしょうと。その区画整理事業そのものの問題点、そういう問題点まずありますよということを、まず私は言っているわけ、1つとしては。問題点としてはそれあるでしょうということをまず言っているわけ。寄附になったから、ああよかった、よかったじゃない。寄附にならなかったときはどうなるのと。答えてもらわなくてもいいけれども、そういう問題点がまずあることでしょうということを言っているんですよ。

だから、その問題点に対して、例えばどういうふうにそれを補助金との絡みの中で解決するのかというようなことも、次の課題として出てくるでしょうと。補助金これだけ出しているのに、もし寄附しなかったら利益が 2 億7,000万円が誰かに行っておったら、町は6 億の補助金出しているのにどうなっているんでしょうという問題もあるよと、課題もあるよということを私まず言っているの。こうやって寄附になったからまあいいやと言っているけれども、この事業にはそういう問題点、課題があるんじゃないですかということをまず言っているわけ。じゃ、JRをやってもらいたいものだから、じゃそれでそこに使ってもらいたいという意思があったというような話ですけれども、じゃその事業がなかったら寄附は来なかったのか、全然よくわからないんですけれども。

だから、その選択権が向こうにあるという、そういう課題が1つ町としてはまずあるんじゃないですか、町の課題としてはということを言っているわけ。だから、努力があっただとか何だとかこうだとかいろいろ言っているんですけれども、そういうことを考えてみると、ほかにも細かいことありますけれども、この区画整理事業として課題があったのか、なかったのかという話なんですけれども、じゃ今の部長の答弁だと、別に区画整理事業これで何も問題なかったと、寄附もしてもらったでいいやと、課題も何もないと、今後やるときも別にここから教訓も何もないんだと、こういうやり方でやってそれは構わないんだと、そういうことなんですかね。

今、予算に関しても毎年単年度ですから毎年補助金を事業に対してつけるんですけれども、 それだって結局さっきも言ったように一般会計予算を縛っているわけですね、その金額は。 縛ってくるわけだから、これだって町の財政にも影響を与えるということはもう事実なわけなので、そんな中で最終的に、じゃ町というのは4億円の負担で済んだという話になるんで すけれども、これをただ喜んで、ああよかった、よかった、それで済んだということだけで 事は終わるのかと、そういうことを私聞いておるわけ。じゃ、これでよかった、これで終わ るんだねと。

もしこの区画整理組合が J R の問題もなく、東郊線の問題だってありますからね、町が何かやらなければいけない問題、踏切、東郊線の踏切あるけれども、そういうことで課題がたくさんあるからそれは寄附したかもしれないけれども、寄附されない場合だってあるよ、どうするのというようなことも考えたときに、このやり方に課題がなかったのか。別に町の一般会計の縛りの中で、それの予定が9億円であろうと6億円であろうと、それが4億円になろうと何も問題ない、影響ないわと、何も影響ないよという考え方なのか、そこを私は聞いているわけ。いいよ、9億予定しようが、で、6億出ようが、2億出ようが、何も町の財政に何も影響ないよと、やり方問題ないと、そう言われればいいですけれども、私たちだって真剣に、何億がどれだけかかって、町の予算が苦しくて、この中で何をどうしようかという話をしているときに、そういうやり方で構わないんだなと、そういうことでいいのかということを私言っているわけ。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

区画整理の事業計画について、ちょっとご説明させていただきます。

当初、先ほどから議員言われるように30億円というお話がございますが、駅北の区画整理 事業自体も事業費用の見直しを5回してございます。その都度、補助金についても町の助成 金についても見直しを行って、今後適正に運用を図れる額ということで検討して計画を立て てまいりました。

そんな中、組合も自立して運営できるという判断をできるときがきましたので、通常です と区画整理事業が終わる平成27年度まで補助金をおつき合いしていくような状況であります が、計画上は、24年度最終で打ち切りをしまして、あとは組合自身、自立した運営で事業を 行ってもらっております。

ご質問の中にございました2億7,000万円が寄附じゃない場合という話ですが、この組合 自体が県の認可を受けて、県の指導のもとで事業をやってございます。事業の資金の運用に つきましても適正かどうかというのはその都度判断をさせていただきまして、県の指導を受 けながら運営をしてまいりました。

この2億7,000万円が寄附じゃなければどうなるかといいますと、やっぱり地区内のレベルアップということで公共施設の設備のほうに投資をされることになると考えられます。例えば、今ある舗装をカラー舗装に変えたりとか、もっと安全な防護柵を立てるとか、そのようなものに地区のレベルアップという形でこの2億7,000万円を投資するような形になっていたかと考えられます。

以上でございます。

あと、寄附なのか、公共施設整備のほうにという決定権は組合にございますが、やはりそれが適正な判断かどうかというものは町・県ともに指導は行っていきます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ちょっとね、いずれにしても、これ3回の質問しか私できないんですよね。ですから、ちょっと納得、腹に落ちるというふうに私はなってないし、まだ今の答弁に対して再質問もありますけれども、これ延々とやっても、もうちょっと、もう3回しか私のほうは時間がありませんのでね。だから、こういうことはちゃんと協議会できちんと説明をすべきだということを最初にも言いましたけれども、そういうふうに再度言っておきます。

それから、課題があったのか、なかったのかということを考えると、課題があるんではないかというふうに思うんですけれども、その部分についてもちょっと今また質問できませんので、もう少しこういう姿勢をきちんと協議会を開いて説明すべきだという姿勢をこのことについては求めて、ちょっと内容を全部理解するということはこの3回ではできませんので、これで質問を終わります。

○8番 黒川勝好君

8番 黒川です。

今の説明で、組合の方が大変努力をされて2億7,000万円余ったんですよね、これね。当初予算より2億7,000万円余ったから、蟹江町に寄附をさせてもらうと。この寄附に当たっては、今の自由通路に使ってくれとか、何かそういうこと言われたわけですけれども、そちらおっしゃったわけだけれども、この2億7,000万のお金に字は書いてないからわからんですけれども、蟹江町の入れた補助金と組合のお金は一緒になっておるわけね、それで27億、28億のあそこをやったわけでしょう。それの余った金が2億7,000万ですよね。そこの中には当然補助金というのも入っておっておかしくないわけですよね。それが幾らになっているかわからん、全部一緒くたにしちゃったからね。だから、少なくとも補助金が入っているお金を勝手にこれに使ってくださいなんて、そんなおかしな話はないでしょう。寄附していただいたらありがたいですよ。だから、そのお金は、まず蟹江町の町民の税金が返ってきたという考え、補助金だからお金が返ってきたという考えでいいんじゃないですか。目的を決めてそのお金を使うなんていうのは、これはちょっとおかしな話だと僕は思うんですけれども、どういう理解をさせていただくといいんですか。

○産業建設部長 志治正弘君

先ほどもご答弁させていただきましたように、当該年度当該年度で補助金は適正に支出しておりました。これ過去形で、おりました。その結果でもって町が出したのは、中村議員おっしゃったように、当初9億円近い補助金を計画しておりましたけれども、最終的には6億円ちょっとで済みました。

この事業費の中には1つ大きなことがありまして、それは何かというと区画整理の仕組みにもなるんですけれども、事業費何で充てるかいったら、基本的には保留地処分金なんですよ。保留地処分金を売って、土地を売って、その得たお金で事業に充てるというのが、これ区画整理の一般的なルール、決め事です。

そんな中に保留地というのは、皆さんが先祖代々守ってきた土地から協力してもらって、減歩という言葉お聞きになったことあると思うんですけれども、減歩という形で、ここでいうと平均最終的には3割になってしまいましたが、3割減歩のもとに、そこの中の減歩を皆さんに協力してもらった土地を保留地として充てて、その土地をお金にかえて事業費になる。だから、決して税金イコール事業費イコール余ったお金が税金だということにはならないというふうに解しております。

以上です。

○8番 黒川勝好君

だけど、実際に補助金という形で6億円は入ったわけじゃないですか、組合の中に、そうでしょう。6億円入っている、一銭も入っていなければ別に何も問題ないし、気持ちよく寄附いただいて、それで何に使っても、何に使ってもというか組合の方のご意向に沿うような使い方して結構だと思うんですね。

だけど、事実6億というお金、町のお金を入れてるんじゃないですか、組合の中に。そのお金には名前が書いてないので、幾らが町の補助金のお金で、組合のお金は幾らだ、それはわかりませんよ。だけど、間違いなく6億という金は組合に入れておるもの、そうでしょう。それを、余ったから寄附させてもらう、これに使ってくださいと、それはちょっと僕はおかしい話になると思うんですよ。

ですから、いただくものは僕はいただいて、いただきたいもの、本当にありがたい話です、 天から降ってきた2億7,000万円です。これはいただきたいですけれども、それを勝手に目 的を決めて使うというのは、まず一般財源に入れて、それでどこに使うかはこれから決める べきじゃないんですか、これは寄附としていただいて。

それで、またこれ寄附だと今度11月の表彰式に出てもらうんですよね、これね、要らん話ですけれども。どうですか。僕は、だからとりあえず6億円、補助金は町のお金を使っておるんだから、それはおかしな話だと僕は思うんですけれども、違いますか。

○産業建設部長 志治正弘君

同じような答弁になって本当に恐縮ですが、その都度その都度、平成13年度から補助金は 入れております。最終的に平成24年度で補助金は終了しております。くどいようですけれど も、済みません、補助金は組合が事業を行っていく上に必要な資金、それも補助対象事業に 対して補助ということでやってきて、今の24年度を最終にしましても、さっきも言いました ように、順調に保留地が処分できたことも含めて実運営がもうできるような状態になりまし たので、その時点では補助金はカットしました。かつ、その年度年度の予算の範囲内ということで3割以内、30%以内という規則ではございますが、あるときは10%近くだったりということでばらつきもございます。その都度その都度、確かに補助金として町費は投入してございましたが、それはあくまでも事業にかかった事業費として補助をしたということでございますので、よろしくお願いします。

(「だから、それがなかったら事業ができなかったんじゃないの、それを当てにしてやってきたんじゃないの」「協議会でやらないといかんて、わからないや、以心伝心の人はいいけれども、わからへん」の声あり)

○議長 高阪康彦君

以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成28年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時13分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 髙阪康彦

9番 議員 中村英子

11番 議員 奥田信宏